

## 【平成28年度 循環器疾患等部会提言】

- ① 特定健康診査の受診率向上のための取組を行うこと。
- ② 特定保健指導の実施率向上のための取組を行うこと。
- ③ 特定健康診査において詳細項目とされる心電図、眼底、貧血（血小板検査を含む）検査及び血清クレアチニン検査の積極的な実施について検討していくこと。
- ④ 喫煙率が高いことから、心疾患だけでなく、COPDやがんなどに関する検証等を行うこと。

## 【関係機関で対応すること】

### 1. 県事務局で対応すること

- (1) 特定健診受診率向上として、県民の健康づくりへのきっかけとなる事業のさらなる展開と、職域への働きかけをしていくこと。
- (2) 特定保健指導の実施率向上及び実施状況について検証すること。
- (3) 特定健診における詳細検査項目の心電図、眼底、貧血（血小板検査を含む）検査及び血清クレアチニン検査の実施に係る国の動向について情報収集に努めるとともに、医療保険者の実施を支援していくこと。
- (4) 福島県の喫煙状況と各疾患について検証すること。喫煙に関する国の動向について情報収集に努めること。喫煙率低下に向けた対策を考えること。

### 2. 県医師会で対応すること

- (1) 特定健診の受診率向上への取組を、様々な場面で普及啓発していくこと。
- (2) 特定健診における詳細検査項目の心電図、眼底、貧血（血小板検査を含む）検査及び血清クレアチニン検査の必要性を周知し、精度向上のための取組を実施すること。
- (3) 福島県の喫煙状況と各疾患について検証すること。喫煙率低下に向けた対策を考えること。

平成 28 年度福島県生活習慣病検診等管理指導協議会  
胃・肺・大腸がん合同部会提言

【提言】

1. 共通事項（3部会共通の内容）

① 指針に沿った検診の実施

検診項目、対象年齢、検診間隔については、国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいて実施すること。

② 精度管理の徹底

市町村、県、検診実施機関のチェックリスト遵守状況を把握することを通じて、検診の精度を高品質にしていくとともに、プロセス指標についても、各市町村の数値が許容値から大きく外れることのないようにすること。特に、精検受診率については、重点的に向上させること。

③ 受診率対策

低受診率の市町村の要因を究明するとともに、当該市町村に対して個別に受診率向上対策に関する支援を行うこと。

2. 個別事項（各部会固有の内容）

(1) 胃がん部会関連

① どの市町村の住民も、胃内視鏡検査が受診できるよう体制整備をすること。

② ABC検査等の胃がんリスク層別を導入している市町村における成果等を把握し、本県での全県的な導入可能性について検討すること。

(2) 肺がん部会関連

① 読影医の資質を向上させること。

② 医療機関における撮影機器デジタル化の状況を把握するとともに、医師不足などのために読影体制が組めない地域に対するネットワーク化に関する調査を行うこと。

(3) 大腸がん部会関連

① 便潜血の検査方法については、定量法に統一すること。

## 【関係機関で対応すること】

### 1. 県事務局で対応すること

#### (1) 共通事項に関して

- ・市町村に対して、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に沿った検診を実施するよう周知徹底すること。
- ・市町村、県、検診実施機関のチェックリスト遵守状況の調査を行い、その結果を公表すること。また、チェックリスト項目にもある検診実施機関別及び検診受診歴別の受診率等の把握を実施すること。
- ・プロセス指標数値が許容値を超える市町村に対して、必要に応じて改善、助言等を行うとともに、市町村のプロセス指標数値を公表すること。また、精検受診率の向上については、重点的に取り組むよう周知徹底すること。
- ・低受診率の市町村の要因を究明したうえで、当該市町村に対して、ソーシャル・マーケティングを活用した個別受診勧奨等、有効性のある勧奨方法についての助言・指導を個別に行うこと。また、受診率対策にあたっては、受診勧奨の方法のみならず、各市町村における集団検診・施設検診のバランス等の検診体制も考慮すること。

#### (2) 個別事項に関して

- ・胃内視鏡検査が未導入となっている市町村が導入を図ることができるよう、必要な支援を行うこと。
- ・A B C検査等の胃がんリスク層別を導入している市町村における実施状況を調査し、その成果等を明らかにすること。
- ・肺がん検診の撮影機器のデジタル化について、デジタル機器への買い替えに関する補助金等の情報収集に努め、県医師会を通じて医療機関に提供すること。
- ・大腸がん検診の検査方法について、外注による定量法で検査するよう、県医師会を通じて医療機関に対して周知すること。

## 2. 県医師会に対応すること

### (1) 共通事項に関して

- ・精度管理を推進するため、がん検診を実施している医療機関に対して、市町村からがん検診を受託する際、「仕様書に記載すべき必要最低限の精度管理項目」に沿って検診を実施するとともに、検診の実施状況をチェックリストに基づいて確認するよう周知徹底すること。
- ・がん検診の質を確保するため、がん検診に従事する医師に対する教育を継続的に実施するとともに、がん検診を行える人材の確保にも注力すること。
- ・受診率向上対策の一環として、医療機関に対して、かかりつけ医を通じたがん検診の受診勧奨を促進するよう周知徹底するとともに、施設検診を希望する市町村からの相談にも適宜対応すること。

### (2) 個別事項に関して

- ・胃内視鏡検査を実施している医療機関及び医師を明らかにするとともに、当該医療機関に対して、できる限り他市町村からの受診者を受け入れるよう周知すること。
- ・市町村がABC検査等の胃がんリスク層別の導入を検討する場合、当該市町村の郡市医師会又は県医師会は、相談に応じるとともに、必要な指導、助言等を行うこと。
- ・肺がん検診に関する撮影機器のデジタル化の状況について、医療機関の現状を把握するための調査を実施すること。
- ・大腸がん検診の検査方法について、外注による定量法で検査するよう、医療機関に対して周知すること。

平成 28 年度福島県生活習慣病検診等管理指導協議会  
乳がん・子宮がん合同部会提言

【提言】

1. 受診率対策について

① 女性の健康を切り口とした家族ぐるみのがん検診受診啓発

乳がん・子宮がんは女性に多い病気である。女性の健康について、中高生のうちから適切な教育機会を提供することを通じて、自身が検診対象年齢となった際、抵抗感なく受診する心積もりができるようにするとともに、親世代に対しても同様にヘルスリテラシーの向上を図り、自身が検診受診に赴くだけでなく、子世代にも受診勧奨する環境をつくり出すことにより、家族の中で自発的に健康のことが話題となり、結果として、がん検診への関心も高まる状況をつくり出すこと。

② がん検診受診啓発における草の根活動の継続的な支援

がん検診受診啓発の草の根活動の担い手となっている「がん検診推進員」について、今後も継続的に養成するとともに、養成した推進員が活発に活動できるよう支援を行うこと。また、がん検診推進員を最前線で支援している市町村の保健師に対しても、必要な支援を行うこと。

③ 低受診率の市町村への個別支援

低受診率の市町村の要因を究明するとともに、当該市町村に対して個別に受診率向上対策に関する支援を行うこと。

④ 受診機会の拡大

特に乳がん検診において、予約がとれないために受診を諦めてしまうケースが見られることから、できる限り、受診を希望する住民がすべて受診できるよう受診機会を確保すること。

2. 精度管理について

① 精検受診率の向上

「精検までが検診である」という考え方を普及させるとともに、市町村に対して、精検受診率の向上に向けて重点的に取り組むよう周知徹底すること。

② チェックリスト遵守状況調査の実施

特に施設検診における適切な精度管理の観点から、福島県では現在実施していない検診実施機関向けのチェックリスト遵守状況調査を実施すること。

## 【関係機関で対応すること】

### 1. 県事務局で対応すること

#### (1) 受診率対策について

##### ① 女性の健康を切り口とした家族ぐるみのがん検診受診啓発

- ・女性の健康を考えるきっかけとなる啓発資材を開発するとともに、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行うこと。

##### ② がん検診受診啓発における草の根活動の継続的な支援

- ・がん検診推進員養成研修を継続して実施するとともに、養成した推進員に対してもよりよい活動事例を共有する場を設ける等により、活発な活動が展開されるよう支援すること。また、各市町村における受診勧奨活動の好事例の共有する場を設ける等により、がん検診推進員を現場で支援する市町村の保健師への支援も行うこと。

##### ③ 低受診率の市町村への個別支援

- ・低受診率の市町村の要因を究明したうえで、当該市町村に対して、ソーシャル・マーケティングを活用した個別受診勧奨等、有効性のある勧奨方法についての助言・指導を個別に行うこと。

##### ④ 受診機会の拡大

- ・市町村に対して、住民への十分な受診機会を確保するよう周知徹底すること。

#### (2) 精度管理について

##### ① 精検受診率の向上

- ・がん検診推進員養成研修等の機会を捉えて、精検受診に対する意識を高めるとともに、精検受診率が国の定める許容値（乳がん検診 80%以上、子宮頸がん検診 70%以上）を下回る市町村に対して、必要に応じて改善、助言等を行うとともに、精検受診率をはじめとした各市町村のプロセス指標数値を公表すること。

##### ② チェックリスト遵守状況調査の実施

- ・市町村、県、検診実施機関のチェックリスト遵守状況の調査を行い、その結果を公表すること。また、チェックリスト項目にもある検診実施機関別及び検診受診歴別の受診率等の把握を実施すること。

## 2. 県医師会で対応すること

### (1) 受診率対策について

#### ① 女性の健康を切り口とした家族ぐるみのがん検診受診啓発

- ・ 県からの要請があった場合、女性の健康に考えるきっかけとなる啓発資材の開発に協力すること。
- ・ 家族ぐるみのがん検診受診啓発を実現するにあたっては、かかりつけ医の果たす役割が大きいことから、医療機関に対して、県民のヘルスリテラシー向上の観点からの健診・検診受診の重要性を訴求するよう周知徹底すること。
- ・ ピンクリボン活動をはじめ、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行うこと。

#### ② がん検診受診啓発における草の根活動の継続的な支援

- ・ がん検診の受診勧奨における草の根活動を活性化させるため、郡市医師会に対して、管轄する市町村の保健師との情報共有の機会を定期的に持つよう周知徹底すること。

#### ③ 受診機会の拡大

- ・ 検診実施機関に対し、乳がん検診及び子宮頸がん検診の受入枠の拡大を検討するよう周知すること。また、集団検診の主要な実施機関に対しても、協力を求めること。
- ・ 検診の設備不足及び検診に従事する医師不足に起因して、市町村において必要な受診枠が確保できないというケースもあることから、がん検診を担える人材の確保に注力するとともに、がん検診に従事する医師に対する教育を継続的に実施すること。

### (2) 精度管理について

#### ① 精検受診率の向上

- ・ 精検受診率向上対策の一環として、医療機関に対して、かかりつけ医を通じた精検受診勧奨を促進するとともに、精検受診機関にあつては精検受診者を積極的に受け入れるよう周知徹底すること。

#### ② チェックリスト遵守状況調査の実施

- ・ 郡市医師会を通じて、検診を実施している医療機関に対して、チェックリスト遵守状況調査に協力するよう周知徹底すること。